

## 枚方市小企業事業資金融資（大阪府市町村連携型融資）案内

枚方市では市内の小規模企業者を対象に、大阪信用保証協会の保証を付して、事業に必要な資金のあつせんを行っております。

利用資格	市内において、原則として同一場所で6ヶ月以上引き続き同一事業を営んでおり、確定申告・決算に伴う納税状況を証することができる小規模企業者 <b>【小規模企業者とは次のいずれかに該当する方です】</b> 中小企業信用保険法第2条第3項に定める ①常時使用する従業員数が20人（商業・サービス業は5人）以下の会社、個人 ②常時使用する従業員数が20人以下の医業を主たる事業とする法人 ③法に基づく事業協同小組合等（窓口でご確認ください）
融資の申込みができない事業者	次の①から⑨までのいずれかに該当する方は融資の申込みができません。  ①農林漁業、金融保険業（保険媒介代理業を除く）、風俗営業、性風俗営業、宗教法人、学校法人、非営利団体（NPO等）などの業種の場合 ②信用保証協会において代位弁済に係る債務の履行を完了していない場合、並びに、代位弁済に係る債務の履行を完了していない方の保証人になっている場合 ③信用保証協会の保証付債権等に延滞等の債務不履行等がある場合、並びに保証付債権等の債務不履行等がある方の保証人になっている場合 ④前回保証の資金が保証承諾を受けた資金用途目的以外に流用されていた場合 ⑤金融機関と取引停止中、または、第1回不渡発生後6ヶ月を経過していない場合 ⑥すでに枚方市小企業事業資金融資を受けて返済中の場合 ⑦融資する資金で購入した設備を枚方市外に設置する場合 ⑧許認可及び登録等を必要とする事業で当該許認可及び登録等を受けていない場合 ⑨納税対象となる市税において滞納がある場合

(注 意)

- 申込書は申込人ご本人が直接受付へ提出してください。郵送では受付できません。
- 原則として申込みするご本人が申込書等をご記入下さい。
- 融資の申込みを代行するだけで高額の手数料を請求する業者がありますのでご注意ください。

融 資 条 件			
融資限度額	一事業者について	400万円以内	
	(注)	既存の信用保証協会の保証付融資の融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で1000万円の範囲内となる新規の申込みに限ります。	
資金使途	運転資金及び設備資金 ※但し、転貸資金は認めません		
融資期間	運転資金	48ヶ月以内	
	設備資金	48ヶ月以内	
貸付金利	固定金利	年1.6%	
担保	原則、不要		
必要な書類	(別表第1を参照)		
連帯保証人	(別表第2を参照)		
信用保証料	保証協会所定		
返済方法	毎月元金均等分割返済 (据置期間は6ヶ月以内、据置期間中は利息のみの返済となります)		
信用保証料の補給制度	10万円を限度に負担（支払い後、申請により補給します）		
取扱い 金融機関	りそな銀行	みずほ銀行	関西みらい銀行
	京都銀行	池田泉州銀行	京都信用金庫
	京都中央信用金庫	枚方信用金庫	大同信用組合
	のぞみ信用組合	—	—
	※上記の金融機関について、枚方市内に所在する本店もしくは支店に限る		
受付場所	枚方市役所別館3階 観光にぎわい部 商工振興課 TEL 072-841-1325(直通) FAX 072-841-1278		

別表第1 (必要な書類)

添付書類		チェック	
(1) 融資申込書 (信用保証委託申込書)	1		
(2) 保証人等明細			
(3) 申込人 (企業) 概要	1		
(4) 資産・負債および収入・支出			
(5) 信用保証委託契約書 (注)	1		
(6) 小規模資金申込に係る融資残高申告書	1		
(7) 事業計画書 (新規事業計画書を提出する際は不要)	1		
(8) 同意書 (当該保証に関連する個人1名につき各1枚必要) ・ 個人情報の提供に関する同意書 (枚方市用) ・ 個人情報の取扱いに関する同意書 (保証協会用) ・ 個人情報の提供に関する同意書 (金融機関用)	各1		
(9) 法人登記簿謄本、又は履歴事項全部証明書 (発行後3ヶ月以内のもの)	法人の場合	各2	
(10) 決算書及び附属明細書の写し ※決算を2期以上している場合は直近2期分			
(11) 税務署受付印のある確定申告書の写し ※決算を2期以上している場合は直近2期分			
(12) 税務署受付印のある確定申告書の写し ※2期以上している場合は直近2期分	個人の場合	2	
(13) 印鑑証明書 (発行後3ヶ月以内のもの) (法人の場合は、連帯保証人として代表者の印鑑証明書が必要です)	申込人	1	
	連帯保証人	(1)	
(14) 納税証明書等 (別表第3を参照)		1	
(15) 市税の滞納無証明書 (発行後1ヶ月以内のもの)		1	
(16) 担保物件が不動産の場合、不動産登記簿謄本 (発行後3ヶ月以内のもの)		(1)	
(17) 担保物件が有価証券等の場合、帳簿価格および時価を記載した説明書		(1)	
(18) 設備資金を申込みの場合、契約書の写し・見積書の写し等	該当するもの 各1通		
(19) 営業に際して、必要となる許認可・届出書等の写し (必要業種の場合)			
(20) 個人事業者で、申込時点において保証協会の利用がない場合、住民票抄本 (前住所が確認できるもの及び発行後3ヶ月以内のもの) (取扱金融機関の同意がある場合等は省略可)			
(21) 申込人及び連帯保証人が外国人の場合、在留資格が確認できる住民票抄本。ただし、在留資格が永住者の場合で、すでに保証協会が永住者であることを確認済で、申込時点において保証協会の利用がある場合は不要。(発行後3ヶ月以内のもの)			
(22) 新規事業計画書 (現行事業を継続若しくは縮小し、新たな事業を行う際に必要)			
(23) その他、必要と認められる書類			

(注) 運転資金・設備資金を同時に申込まれる場合で、返済期間が異なれば信用保証委託契約書が2通必要となります。

別表第2（連帯保証人）

申込者区分		連帯保証人
個人		【原則不要】
法人	株式会社	【法人代表者】
	有限会社	
	合名会社	
	合資会社	
	医療法人	【代表理事】
組合		

(注) ①連帯保証人は個人に限ります。

②実質的な経営権を持っている者や営業許可名義人、申込人とともに当該事業に従事する配偶者の方及び、事業継承予定者については連帯保証人になっていただく場合があります。

③連帯保証人の追加、変更をお願いすることがあります。

別表第3（納税証明書等）

納税証明書（当該事業にかかるもの）		
個人事業者	①所得税（その1又はその3）	いずれか1通
	②事業税 ※注1	
	③府・市町村民税（所得割又は均等割） ※注2 ※注3	
法人事業者	④法人税（その1又はその3）	
	⑤事業税 ※注1	
	⑥法人府民税（法人税割又は均等割）	
	⑦法人市町村民税(法人税割又は均等割)	
上記の納税証明書について、発行時期未到来のため添付できない場合は、①～⑦のいずれかに係る納税状況を証する書類（領収印のある納付書の写しなど）		

※注1 事業税の納税証明書で「確定額、納付額及び未納額なし」と記載されているものは取扱いません。

※注2 課税額ゼロの場合のみ、課税証明書（ゼロ証明）による取扱いが可能です。

※注3 府・市町村民税で地方税法の規定により、障害者控除額又は寡婦（夫）控除額を控除されたため、所得割がなくなった場合は、均等割の完納証明で府・市町村民税の所得割のあるものとみなします。